



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一五）

〔法規的告示〕

○平成二十七年総務省告示第四百二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項）の一部を改正する件（デジタル庁一二）

〔その他告示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二五）

法規的告示

〔デジタル庁令・省令〕

- 政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書II及びIIIの修正に関する件（外務四〇四）
 - 返納を命じた旅券を無効とする件

官序報告

〔皇室事項〕

- 公示送達、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

諸事項

- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
(国土交通九五五、九六〇、九六一、九六三)
(同九六二)

○直轄砂防工事を施行する件
(同九六四、九六五)

○道路に関する件
(東北地方整備局七七)
(関東地方整備局二一一)

○道路に関する件
(北陸地方整備局五九、六〇)

○道路に関する件
(中部地方整備局九三)

- いわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

- ## 国営漁川右岸土地改良事業（農業用用 排水）計画の公告（農林水産省）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつた件（同一）

（国家公安委員会告示配一〇）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつた件（同一）

（厚生労働省）

デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十条の規定を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のようく定める。

令和七年十月二十日

改 正 後	改 正 前
<p>〔情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等〕</p> <p>第四十条 〔略〕</p>	<p>〔情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等〕</p> <p>第四十条 〔新設〕</p>
<p>〔2 略〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>	<p>〔2 略〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

4 内閣総理大臣は、前項の規定によるもの求めがあつた場合であつて、通知先の

「新設

法規的告示

この命令は、令和七年十一月一日から施行する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二十条第二項において準用する令第二十条
第一項」と、「情報提供者」とあるのは「条
例事務関係情報提供者」と「第二十六条第
六項」とあるのは「第三十一条において準
用する令第二十六条第六項」と、前項中「情
報提供者」とあるのは「条例事務関係情報
提供者」と読み替えるものとする。

5|| 前各項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第二項

3|| 前二項の規定は、法第十九条第九号の規

○デジタル庁告示第十二号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行に伴い、平成二十七年総務省告示第四百二号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する

その他告示

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十五号）の施行の日から施行する。

の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにイン

ム。）の内閣総理大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号又は第9号の規定による利用特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにイ

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第2項第5号（命令第40条第5項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、利用特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「命令」という。）第40条第2項第5号（命令第40条第3項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を命令第48条において準用する場合を含む。）

名　　出　　送	名　　出　　通
利用特定個人情報の提供の求めにおいて 送信する事項	1 利用特定個人情報の提供の求めにおいて 送信する事項

日本国	一 付表1に掲げる機関については、官報 (https://www.kanpo.go.jp)
二 付表2に掲げる機関については、次のいずれかのもの	三 付表3に掲げる機関については、次のいずれかのもの
1 県報	1 県報又は市報に相当するもの
2 市報	2 官報
3 県報又は市報に相当するもの	3 県報又は市報に相当するもの
4 官報	4 官報
外務省のウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html)	外務省のウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html)
附属書III	附属書III
一 付表1に掲げる機関については、官報 (https://www.kanpo.go.jp)	一 付表1に掲げる機関については、官報
二 付表2に掲げる機関については、次のいずれかのもの	二 付表2に掲げる機関については、次のいずれかのもの
3 県報	3 県報又は市報に相当するもの
2 市報	2 市報
1 県報	1 県報
外務省のウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html)	外務省のウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html)
○外務省印示第四四五號	○外務省印示第四四五號
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失つた。	次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失つた。
令和七年十月二十日	令和七年十月二十日
記	外務大臣 岩屋 毅
失効年月日 令和七年九月三十日	失効年月日 令和七年九月三十日
発行年月日 令和三年十一月三十日	発行年月日 令和三年十一月三十日
旅券番号 TZ三〇九六七〇九	旅券番号 TZ三〇九六七〇九

○農林水産省告示第千五百三十五号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千三百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を（公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																				
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。																				
第一・第二 (略)	第一・第二 (略)																				
第三 まいわし太平洋系群	第三 まいわし太平洋系群																				
一 (略)	一 (略)																				
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）																				
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。																				
(単位：トン)	(単位：トン)																				
<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>都道府県別漁獲可能量</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>宮崎県</td><td>18,300</td></tr> <tr> <td>三 (略)</td><td>16,300</td></tr> <tr> <td>第四～第九 (略)</td><td>第四～第九 (略)</td></tr> </table>	都道府県	都道府県別漁獲可能量	(略)	(略)	宮崎県	18,300	三 (略)	16,300	第四～第九 (略)	第四～第九 (略)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>都道府県別漁獲可能量</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>宮崎県</td><td>16,300</td></tr> <tr> <td>三 (略)</td><td>16,300</td></tr> <tr> <td>第四～第九 (略)</td><td>第四～第九 (略)</td></tr> </table>	都道府県	都道府県別漁獲可能量	(略)	(略)	宮崎県	16,300	三 (略)	16,300	第四～第九 (略)	第四～第九 (略)
都道府県	都道府県別漁獲可能量																				
(略)	(略)																				
宮崎県	18,300																				
三 (略)	16,300																				
第四～第九 (略)	第四～第九 (略)																				
都道府県	都道府県別漁獲可能量																				
(略)	(略)																				
宮崎県	16,300																				
三 (略)	16,300																				
第四～第九 (略)	第四～第九 (略)																				

○国土交通省告示第九百五十五号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中(三)

二 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田

乙一九三六番 一号、二号、十九号及び二十号

乙一七二六番 三号から十二号まで

乙一九三四番一 十三号から十六号まで

乙一九三五番三 十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百五十六号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂上の谷

二(一) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡津和野町青原

五四五六番二 一号及び二号

五五四六番一 三号

八八三番二 四号

五七〇番 五号

五五二番一 六号

五五〇番一 七号

八六一一番一 八号及び九号

五〇九番三 十号及び十一号

二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

テキレ川

二(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市染羽町	口一四四番一	一号及び十四号
	口一五七番一	二号、三号及び十二号
	口一四一一番三	四号
	口一六一一番二	五号及び六号
	口一二六九番三	七号
	口一二六九番一	八号
	口一二六四番	九号及び十号
	口一二六六番統一	十一号
	口一四一一番二	十三号
島根県益田市波田町	（二）砂防法第二条の土地の表示	（三）砂防法第二条の土地に係る河川の名称
イ五八四番二	次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域	（一）洗川
イ五八四番一	二号及び三号	
イ五八六番	四号	
地先道路敷		
イ五九四番	五号	
イ九九九番	六号	
イ六〇六番二	七号	
イ九九八番二	八号	
イ六〇七番内一	九号	
イ九九六番	十号から十二号まで	
イ九九六番二	十三号	
イ九七八番二	十四号及び十五号	
イ六〇四番	十六号	
イ六〇二番	十七号	
イ六〇〇番	十八号	
イ五九九番	十九号	
地先河川敷	二十号	
イ五七番	二十一号	
イ五三三番内一	二十二号	
イ五二九番	二十三号	
イ五二八番	二十四号から二十六号まで	
イ五三六番	二十七号	
イ五八四番一		
地先河川敷		
（四）国土交通省告示第九百五十七号		
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。		
令和七年十月二十日		
国土交通大臣 中野 洋昌		

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東高上川	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川の区域内の土地のうち、次の一点から「十一」点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 33°36'44.4157" 132°52'34.8657"	1 33°30'43.1710" 132°47'38.4693"
2 33°36'44.5690" 132°52'34.9318"	2 33°30'43.1815" 132°47'37.3081"
3 33°36'44.6269" 132°52'34.8014"	3 33°30'50.5181" 132°47'35.7774"
4 33°36'44.8566" 132°52'34.6545"	4 33°30'50.6307" 132°47'37.2189"
5 33°36'44.9387" 132°52'34.7385"	5 33°30'48.5618" 132°47'37.7892"
6 33°36'50.2540" 132°52'32.2035"	6 33°30'48.3573" 132°47'37.7814"
7 33°36'50.9569" 132°52'33.5414"	7 33°30'48.1087" 132°47'37.8785"
8 33°36'47.8470" 132°52'35.8039"	8 33°30'47.7579" 132°47'38.0402"
9 33°36'45.5968" 132°52'35.4540"	9 33°30'47.3289" 132°47'38.1734"
10 33°36'45.5994" 132°52'35.3434"	10 33°30'47.1256" 132°47'38.1435"
11 33°36'45.5346" 132°52'35.3354"	11 33°30'46.9017" 132°47'38.2045"
12 33°36'45.5233" 132°52'35.2479"	12 33°30'46.4582" 132°47'38.6213"
13 33°36'45.4351" 132°52'35.2320"	13 33°30'44.1637" 132°47'39.4389"
14 33°36'45.3561" 132°52'35.2270"	14 33°30'43.1048" 132°47'38.8600"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 分城川	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 愛媛県大洲市河辺町北平の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千五百九十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く）
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 33°30'43.1710" 132°47'38.4693"	1 33°30'43.1710" 132°47'38.4693"
2 33°30'43.1815" 132°47'37.3081"	2 33°30'43.1815" 132°47'37.3081"
3 33°30'50.5181" 132°47'35.7774"	3 33°30'50.5181" 132°47'35.7774"
4 33°30'50.6307" 132°47'37.2189"	4 33°30'50.6307" 132°47'37.2189"
5 33°30'48.5618" 132°47'37.7892"	5 33°30'48.5618" 132°47'37.7892"
6 33°30'48.3573" 132°47'37.7814"	6 33°30'48.3573" 132°47'37.7814"
7 33°30'48.1087" 132°47'37.8785"	7 33°30'48.1087" 132°47'37.8785"
8 33°30'47.7579" 132°47'38.0402"	8 33°30'47.7579" 132°47'38.0402"
9 33°30'47.3289" 132°47'38.1734"	9 33°30'47.3289" 132°47'38.1734"
10 33°30'47.1256" 132°47'38.1435"	10 33°30'47.1256" 132°47'38.1435"
11 33°30'46.9017" 132°47'38.2045"	11 33°30'46.9017" 132°47'38.2045"
12 33°30'46.4582" 132°47'38.6213"	12 33°30'46.4582" 132°47'38.6213"
13 33°30'44.1637" 132°47'39.4389"	13 33°30'44.1637" 132°47'39.4389"
14 33°30'43.1048" 132°47'38.8600"	14 33°30'43.1048" 132°47'38.8600"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 字防奥	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 高知県長岡郡本山町上関 字井口
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"	1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"
2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"	2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"
3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"	3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"
4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"	4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"
5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"	5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"
6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"	6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 字防奥	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 高知県長岡郡本山町上関 字井口
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"	1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"
2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"	2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"
3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"	3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"
4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"	4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"
5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"	5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"
6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"	6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 字防奥	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 高知県長岡郡本山町上関 字井口
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"	1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"
2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"	2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"
3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"	3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"
4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"	4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"
5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"	5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"
6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"	6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 字防奥	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 高知県長岡郡本山町上関 字井口
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"	1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"
2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"	2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"
3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"	3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"
4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"	4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"
5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"	5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"
6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"	6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"

一丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 字防奥	二丁 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 砂防法第二条の土地の表示 高知県長岡郡本山町上関 字井口
点 北緯 東経	点 北緯 東経
1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"	1 32°52'21.6493" 132°57'01.2809"
2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"	2 32°52'21.9942" 132°57'02.2558"
3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"	3 32°52'21.7716" 132°57'04.3225"
4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"	4 32°52'21.1566" 132°57'04.8874"
5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"	5 32°52'19.5375" 132°57'01.9162"
6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"	6 32°52'20.4912" 132°56'58.0874"

字岩添

乙一九六四番 三号から六号ま

十一点 北緯三一度二三分四〇秒一七七〇

3 $37^{\circ}25'41.3258''$ 137°06'05.2333''

一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称

塚田川

砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市久手川町、同市稻舟町の区域内

の土地のうち、次の一点から三十六点までを順

次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲

まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第

二千三百四十号で指定した塚田川に掲げる土地

の区域を除く）

乙一九五三番 七号及び八号

11点 北緯三一度二三分四〇秒三四五五

4 $37^{\circ}25'42.5848''$ 137°06'02.9024''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九六八番 九号

13点 北緯三一度二三分四〇秒七八二五

5 $37^{\circ}25'45.4066''$ 137°06'00.5593''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九四九番 一二号

14点 北緯三一度二三分四一一秒五九五九

6 $37^{\circ}25'46.5108''$ 137°06'00.0572''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九七一番 十四号

15点 北緯三一度二三分四一一秒二八〇〇

7 $37^{\circ}25'48.0085''$ 137°05'59.8962''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九四四番 十五号

16点 北緯三一度二三分四一一秒〇八三三

8 $37^{\circ}25'53.1459''$ 137°06'02.8896''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九三六番四 十六号及び十七号

15点 北緯三一度二三分四一一秒八六九〇

9 $37^{\circ}26'03.4101''$ 137°05'59.5551''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九五八番一 地先道敷

16点 北緯三一度二三分四一一秒九二三三

10 $37^{\circ}26'14.4303''$ 137°06'20.2703''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九五九番一 三三号

17点 北緯三一度二三分四一一秒七九二三

11 $37^{\circ}26'14.8290''$ 137°06'21.0041''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九六〇番一 三三号

18点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

12 $37^{\circ}26'15.9944''$ 137°06'27.9178''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九七二番一 三三号

19点 北緯三一度二三分四一一秒五三〇〇

13 $37^{\circ}26'16.8838''$ 137°06'34.3809''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九七七番一 三三号

20点 北緯三一度二三分四一一秒八六七〇

14 $37^{\circ}26'16.8224''$ 137°06'37.1103''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九七八番一 三三号

21点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

15 $37^{\circ}26'15.3197''$ 137°06'42.1700''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九七九番一 三三号

22点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

16 $37^{\circ}26'13.5410''$ 137°06'45.5303''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八〇番一 三三号

23点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

17 $37^{\circ}26'12.2836''$ 137°06'45.9937''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八一年一 三三号

24点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

18 $37^{\circ}26'09.9681''$ 137°06'46.0388''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八二番一 三三号

25点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

19 $37^{\circ}26'02.8478''$ 137°06'35.8614''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八三年一 三三号

26点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

20 $37^{\circ}25'44.7359''$ 137°06'11.4717''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八四年一 三三号

21点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

21 $37^{\circ}25'53.1868''$ 137°06'17.7211''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八五年一 三三号

22点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

22 $37^{\circ}25'58.9428''$ 136°56'08.2567''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八六年一 三三号

23点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

23 $37^{\circ}25'57.6231''$ 136°56'48.5607''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八七年一 三三号

24点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

24 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八八年一 三三号

25点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

25 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九八九年一 三三号

26点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

26 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九九〇年一 三三号

27点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

27 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九九一年一 三三号

28点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

28 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

乙一九九二年一 三三号

29点 北緯三一度二三分四一一秒九三六五

29 $37^{\circ}25'57.4850''$ 136°56'48.8228''

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十

二号）第一条の規定に基づく、告示する。

令和七年十月二十日

国土

○国土交通省告示第九百六十一号
砂防法（明治二十年法律第十九号）第六条第一項の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治二十年勅令第三百八十二号）第一條の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第一條の土地に係る河川の名称
1 砂寺地川 石川県輪島市町野町の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千六百九十四号で指定した同号十一に掲げる土地の区域を除く）

点	北緯	東経
1	37°26'10.5322"	137°05'13.6555
2	37°26'15.2124"	137°05'14.8802"
3	37°26'16.2857"	137°05'17.2555"
4	37°26'16.9604"	137°05'18.9743"
5	37°26'17.4205"	137°05'20.9441"
6	37°26'18.5705"	137°05'28.9779"

○国土交通省告示第九百六十四号

砂防法（明治二十年法律第十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治二十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 塚田川 石川県輪島市久手川町、同市稱舟町の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°23'17.6939"	136°55'43.1319"
2	37°23'16.7426"	136°55'44.8893"
3	37°23'16.5585"	136°55'49.0027"
4	37°23'17.3564"	136°55'50.1421"
5	37°23'04.8813"	136°56'17.4106"
6	37°23'04.3596"	136°56'26.2361"
7	37°23'04.2982"	136°56'27.1244"
8	37°23'03.1167"	136°56'32.1069"

7	37°26'19.9659"	137°05'39.2518"
8	37°26'20.1959"	137°05'42.9211"
9	37°26'19.8585"	137°05'48.3477"
10	37°26'13.9345"	137°05'54.4052"
11	37°26'10.7604"	137°05'55.2163"
12	37°26'08.6545"	137°05'50.4527"
13	37°26'05.4291"	137°05'41.7624"
14	37°26'04.8771"	137°05'38.2862"
15	37°26'04.6164"	137°05'31.2760"
16	37°26'05.0918"	137°05'26.9887"
17	37°26'07.5913"	137°05'18.3563"
18	37°26'08.2188"	137°05'15.9450"

9	37°23'01.3980"	136°56'39.2523"
10	37°23'02.5029"	136°56'40.5076"
11	37°23'05.9094"	136°56'44.1382"
12	37°23'07.5820"	136°56'49.0048"
13	37°23'08.3799"	136°56'50.8781"
14	37°23'10.4821"	136°56'55.6674"
15	37°23'07.4746"	136°57'01.0941"
16	37°23'02.8865"	136°56'57.4828"
17	37°22'51.7919"	136°56'48.5607"
18	37°22'52.7433"	136°56'43.5782"
19	37°22'57.4850"	136°56'14.8228"
20	37°22'57.6231"	136°56'14.1855"
21	37°22'58.3597"	136°56'10.8445"
22	37°22'58.9428"	136°56'08.2567"
23	37°23'03.8379"	136°55'58.3497"
24	37°23'04.7432"	136°55'57.1717"
25	37°23'07.5053"	136°55'53.0969"
26	37°23'09.4883"	136°55'49.8710"
27	37°23'12.3522"	136°55'52.6360"
28	37°23'15.1098"	136°55'47.9936"
29	37°23'14.9195"	136°55'47.6952"
30	37°23'14.9933"	136°55'47.3096"
31	37°23'14.7247"	136°55'45.8563"
32	37°23'14.8593"	136°55'45.2744"
33	37°23'15.1002"	136°55'44.8975"
34	37°23'16.2453"	136°55'44.0975"
35	37°23'16.7073"	136°55'42.1645"
36	37°23'17.8320"	136°55'41.8573"

○国土交通省告示第九百六十五号

砂防法（明治二十年法律第十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治二十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 寺地川 石川県輪島市町野町の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°26'10.5322"	137°05'13.6555"
2	37°26'15.2124"	137°05'14.8802"
3	37°26'16.2857"	137°05'17.2555"
4	37°26'16.9604"	137°05'18.9743"
5	37°26'17.4205"	137°05'20.9441"
6	37°26'18.5705"	137°05'28.9779"
7	37°26'19.9659"	137°05'39.2518"
8	37°26'20.1959"	137°05'42.9211"
9	37°26'19.8585"	137°05'48.3477"
10	37°26'13.9345"	137°05'54.4052"
11	37°26'10.7604"	137°05'55.2163"
12	37°26'08.6545"	137°05'50.4527"
13	37°26'05.4291"	137°05'41.7624"
14	37°26'04.8771"	137°05'38.2862"
15	37°26'04.6164"	137°05'31.2760"
16	37°26'05.0918"	137°05'26.9887"
17	37°26'07.5913"	137°05'18.3563"
18	37°26'08.2188"	137°05'15.9450"

○東北地方整備局告示第七十七号
次のようないちに道路の区域を変更したのや、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十月二十日から一週間一般の縦覧に供する。
令和七年十月二十日 東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 道路線名 四号
(三) 道路の区域

奥州市水沢真城字土手根一〇番一から同市水沢上
姉体六丁目一〇番六まで 前 後 三一・八九・一四八・六六
四面縦覧場所 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
○関東地方整備局告示第二百二十一号
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。
令和七年十月二十日

認定更新番号表
(令和7年10月1日)

製 造 業 者 名 称	表 示 化 淨 化 槽 名 称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
株式会社西原ネオ 代表取締役 月橋 伸夫 ネオ浄化そう	NC I - A型 NC I - B 1型 NC I - B 2型 NC I - B 3型 NC I - C 1型 NC I - C 2型 NC I - C 3型 NC I - D型	3-20K-H-001 " -1 " -2 " -3 " -4 " -5 " -6 " -7	3-25K-H-001 " -1 " -2 " -3 " -4 " -5 " -6 " -7

名称なし	J TN 2-A 1型 (51~500)	3-20K-6 B T-001	3-25K-6 B T-001
"	J TN 2-A 2型 (51~500)	" -1	" -1
"	J TN 2-A 3型 (51~500)	" -2	" -2
"	J TN 2-A 4型 (51~500)	" -3	" -3
"	J TN 2-B 3型 (51~500)	" -4	" -4
"	J TN 2-B 4型 (51~500)	" -5	" -5
高度処理型小規模合併処理浄化槽	K B R 1-5型	3-20K-H-002	3-25K-H-002
"	K B R 1-7型	" -1	" -1
"	K B R 1-10型	" -2	" -2

○北陸地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十月二十日から一週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長 高松 諭

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四百七十号
三 指定する道路の部分

間 敷地の幅員 延長
○・○○・六・七七
○・○五九

高岡市六家一〇番から同市六家一五番二まで
四 指定する期日 令和七年十月二十日

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長 高松 諭

北陸地方整備局告示第七十七号
四百七十号 高岡市六家一〇番から同市六家一五番二まで（ただし、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十月二十日

○中部地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

中部地方整備局長 森本 輝

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

国道一号 三重県三重郡朝日町大字小向字御田一五〇番八まで

大字小向字御田一五〇番八まで

令和七年十月二十日

中部地方整備局及び同局三

重河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十月二十日

株式会社ハウスステック
代表取締役社長 新井 仁
名稱なし J R N 2-A 1型
(101~500)

3-20K-6 B R-001

3-25K-6 B R-001

3-20K-6 B T-001

北陸地方整備局長 高松 諭
北陸地方整備局告示第七十七号
四百七十号 高岡市六家一〇番から同市六家一五番二まで（ただし、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十月二十日

○中部地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

中部地方整備局長 森本 輝

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

国道一号 三重県三重郡朝日町大字小向字御田一五〇番八まで

大字小向字御田一五〇番八まで

令和七年十月二十日

中部地方整備局及び同局三

重河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十月二十日

株式会社ハウスステック
代表取締役社長 新井 仁
名稱なし J R N 2-A 1型
(101~500)

3-20K-6 B R-001

3-25K-6 B R-001

3-20K-6 B T-001

3-25K-6 B T-001

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。

国家公安委員会告示配紙十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第1111条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月11日

国家公安委員会委員長 坂井 学

1 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名
(一) 変更前の代表者の氏名 西本 真也
(二) 変更後の代表者の氏名 鈴木 正勝

二 変更を行つた年月日 令和7年6月13日

国家公安委員会告示配紙十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第1111条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月11日

国家公安委員会委員長 坂井 学

- 1 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名
(一) 変更前の代表者の氏名 木村 文彦
(二) 変更後の代表者の氏名 東 崇志
二 変更を行つた年月日 令和7年6月11日

公 告

諸 事 項

公 示 送 達

兵庫県姫路市花田町小川558

秋元 浩二

上記の者に送達すべき令和7年徳審第1号事件に関する決定書の謄本は、徳島労働局雇用保険審査官横井陽子が保管しているから出頭の上、受領されたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

令和7年10月20日

徳島労働局雇用保険審査官 横井 陽子

[備考]

- 1 決定主文「審査請求人の審査請求を却下する。」
- 2 決定年月日 令和7年9月22日

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 1 処分をした年月日 令和7年9月29日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 姜 龍徳 第3000621号

3 処分の内容 確認検査の業務の禁止10日
4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画

(1件)について、法第43条第3項に基づく札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)第36条第1項第二号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

中部地方整備局長 森本 輝

- 1 処分をした年月日 令和7年9月29日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 河合 孝昌 第5000444号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止20日
- 4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画(1件)の完了検査を行つたが、法第40条に基づく静岡県建築基準条例(昭和48年3月23日条例第17号)第10条の規定に適合していないことを見過ごし、指定確認検査機関に検査済証を交付させた。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

中部地方整備局長 森本 輝

- 1 処分をした年月日 令和7年9月29日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 宮重 正敏 第5000625号

3 処分の内容 確認検査の業務の禁止20日
4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画(1件)について、法第43条第1項の規定に適合していないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年9月29日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 小西 淳一 第6000441号

3 処分の内容 確認検査の業務の禁止3月
4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画について、過失により法第36条に基づく同法施行令第112条第19項第2号の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

九州地方整備局長 堀下 穎裕

- 1 処分をした年月日 令和7年9月29日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 川井 正夫 第9302号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止20日
- 4 処分の原因となった事実

一 事実1 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画(1件)について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

二 事実2 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画(1件)について、法第43条第3項に基づく長崎県建築基準条例(昭和46年7月16日長崎県条例第57号)第22条の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年(家)第314号

埼玉県熊谷市本石2丁目18番地

申立人 キャッスルマンション熊谷管理組合
本籍埼玉県熊谷市肥塚586番地11、最後の住所埼玉県熊谷市本石2丁目18番地 キャッスルマンション402、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和34年8月22日、職業不明

被相続人 渡邊 正一

事務所埼玉県熊谷市宮町1丁目32番地 林法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 和久
催告期間満了日 令和8年4月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年（家）第366号
愛知県名古屋市西区鳥見町2丁目22番地の1
パークシティ鳥見C棟1310号
申立人 藤野 藤次
本籍埼玉県本庄市山王堂104番地1、最後の
住所埼玉県本庄市山王堂104番地1、死亡の
場所埼玉県本庄市、死亡年月日推定令和7年
5月22日、出生の場所埼玉県本庄市、出生年
月日昭和30年10月9日、職業無職
被相続人 亡 藤野 芳美
事務所埼玉県本庄市早稲田の杜4丁目9番6
号 早稲田の杜法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金子 直樹
催告期間満了日 令和8年4月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部
令和7年（家）第391号
埼玉県熊谷市宮町2丁目47番地1
申立人 熊谷市
本籍東京都練馬区豊玉北5丁目26番地、最後の
住所埼玉県熊谷市上之1177番地4、死亡の
場所埼玉県熊谷市、死亡年月日推定令和3年
12月17日、出生の場所東京都小金井市、出生年
月日昭和40年12月15日、職業不詳
被相続人 亡 佐藤 穎之
事務所埼玉県熊谷市新堀748番地1 かごは
ら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木村 憲司
催告期間満了日 令和8年4月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部
令和7年（家）第30250号
千葉県松戸市小山110番地
申立人 尾崎千代子
本籍千葉県松戸市小山85番地、最後の住所千
葉県松戸市小山110番地、死亡の場所千葉県
松戸市、死亡年月日令和5年8月25日、出生
の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和28年9
月13日、職業不明
被相続人 亡 尾崎 義雄
事務所千葉県柏市千代田1-2-51 エス
ティビル3階 今野・高島法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高島 圭介
催告期間満了日 令和8年5月26日
千葉家庭裁判所松戸支部
令和7年（家）第71531号
東京都品川区広町2-1-36
申立人 東京都品川区長

本籍東京都品川区西品川3丁目893番地、最
後の住所東京都品川区西品川3丁目3番12
号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日推
定令和2年4月8日、出生の場所東京府東京
市荏原区、出生年月日昭和14年10月21日、職
業不明
被相続人 亡 柳沢 美子
事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号銀座
河合ビル5階 新都市総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山慎太郎
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所
令和7年（家）第72102号
東京都町田市木曽東1丁目3番C 9-101号
申立人 日高 智子
本籍東京都目黒区上目黒3丁目1801番地、最
後の住所東京都板橋区仲町40番2号、死亡の
場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年2月
14日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日
昭和50年2月4日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 中治 康隆
事務所東京都港区東新橋1丁目1番21号今朝
ビル9階辻誠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 香代
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所
令和7年（家）第90565号
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
申立人 株式会社三井住友銀行
本籍北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加217番地
2、最後の住所東京都町田市能ヶ谷2丁目2
番13号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月
日令和6年8月26日、出生の場所神奈川県海
老名市、出生年月日昭和62年1月2日、職業
会社員
被相続人 亡 三井 宏之
事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目20番
1号吉祥寺永谷シティプラザ812 駅前通り
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀 克巳
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第90664号
埼玉県志木市中宗岡1-1-1
申立人 志木市
本籍東京都中野区南台2丁目29番地、最後の
住所東京都東村山市諏訪町2丁目26番地1
白十字ホーム、死亡の場所東京都東村山市、
死亡年月日平成28年9月11日、出生の場所東
京府荏原郡荏原町、出生年月日昭和6年9月
11日、職業不明
被相続人 亡 屋代 恒夫

事務所東京都国分寺市光町2丁目1番地18
オークハウス国立302号室 りんどう法律事
務所
相続財産清算人 弁護士 掛川 亜季
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年（家）第8096号
愛知県春日井市小野町1丁目83 マイプラザ
X202
申立人 長田新太郎
本籍静岡県御殿場市中山199番地1、最後の
住所静岡県御殿場市中山199番地の1、死亡
の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和7年
4月11日から20日までの間、出生の場所静岡
県駿東郡富士岡村、出生年月日昭和28年9月
21日、職業不詳
被相続人 亡 長田 直之
静岡県沼津市市場町3番16号 ひまわりビル
伊東法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉浦 孝輔
催告期間満了日 令和8年5月15日
静岡家庭裁判所沼津支部
令和7年（家）第81166号
大阪市中央区北浜2丁目1番5号 平和不動
産北浜ビル501号室
申立人 久岡 英樹
本籍大阪府富田林市大字喜志2067番地、最
後の住所大阪府寝屋川市讚良西町7番45号、死
亡の場所大阪府門真市、死亡年月日令和7年
5月8日、出生の場所不明、出生年月日昭和
17年4月8日、職業無職
被相続人 亡 平井みち子
大阪市中央区北浜2丁目1番5号平和不動産
北浜ビル501号室
相続財産清算人 弁護士 久岡 英樹
催告期間満了日 令和8年5月25日
大阪家庭裁判所
令和7年（家）第132号
鳥取市本町3丁目201番地
申立人 鳥取県信用保証協会
本籍鳥取県境港市相生町5番地、最後の住所
鳥取県境港市相生町4番地、死亡の場所鳥取
県境港市、死亡年月日令和6年8月17日、出生
の場所鳥取県西伯郡境町、出生年月日昭和
8年12月16日、職業無職
被相続人 亡 谷口 昭子

事務所鳥取県米子市久米町328 つばさビル
2階 和心総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清水 奈月
催告期間満了日 令和8年4月26日
鳥取家庭裁判所米子支部
令和7年（家）第7065号
山口市亀山町2番1号
申立人 山口市
本籍山口県山口市徳地小古祖801番地、最後
の住所山口県山口市徳地小古祖801番地、死
亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成27年
5月31日、出生の場所山口県佐波郡出雲村、
出生年月日大正6年6月10日、職業不詳
被相続人 亡 河野タキ子
山口県山口市吉敷中東2丁目8番5号 i B
LD中東2階
相続財産清算人 佐伯 奉文
催告期間満了日 令和8年5月15日
山口家庭裁判所
令和7年（家）第274号
鹿児島県南九州市知覧町郡5398番地
申立人 寺園 渉
本籍奈良県宇陀郡御杖村大字神末2769番地、
最後の住所鹿児島県日置市日吉町吉利4933番
地1 北区団地11号、死亡の場所鹿児島県南
さつま市、死亡年月日令和6年12月14日、出生
の場所奈良県宇陀郡御杖村、出生年月日昭
和26年12月19日、職業無職
被相続人 亡 近處 広治
事務所鹿児島県南九州市知覧町郡5398番地寺
園涉司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 寺園 渉
催告期間満了日 令和8年5月15日
鹿児島家庭裁判所
令和7年（家）第319号
香川県高松市鍛冶屋町7-4 リモージュ京
都804 森総合法律事務所
申立人 森 浩之輔
本籍香川県高松市宮脇町2丁目24番、最後の
住所香川県高松市扇町3丁目7番7-402号
コート扇町II、死亡の場所香川県高松市、死
亡年月日平成30年7月29日、出生の場所香川
県高松市、出生年月日昭和36年11月25日、職
業不明
被相続人 亡 松下 光生
香川県高松市鍛冶屋町7-4 リモージュ京
都804 森総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 浩之輔
催告期間満了日 令和8年4月30日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第264号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地
申立人 石木 光二
本籍愛媛県喜多郡内子町中田渡726番地、最後の住所愛媛県喜多郡内子町中田渡2649番地、死亡の場所愛媛県上浮穴郡小田町、死亡年月日平成28年2月以下不詳、出生の場所愛媛県喜多郡内子町、出生年月日昭和33年7月29日、職業不明
被相続人 亡 正岡 浩
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地
相続財産清算人 司法書士 石木 光二
催告期間満了日 令和8年4月24日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第316号
愛媛県松山市勝岡町243番地
申立人 愛媛合同物流株式会社
本籍愛媛県松山市福角町甲1536番地4、最後の住所愛媛県松山市馬木町292番地1レオパレスメルベユノール102号、死亡の場所福岡県うきは市、死亡年月日令和3年6月4日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和49年7月9日、職業会社員
被相続人 亡 篠浦 誠
愛媛県松山市宮田町169番地7
相続財産清算人 司法書士 薬師神寛司
催告期間満了日 令和8年4月24日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第171号
愛媛県新居浜市高津町4番11号
申立人 尾崎 麗子
本籍愛媛県新居浜市沢津町1丁目2番、最後の住所愛媛県新居浜市喜光地町1丁目5番112号、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日令和7年2月1日頃から10日頃までの間、出生の場所愛媛県新居部角野町、出生年月日昭和27年2月12日、職業不明
被相続人 亡 白鳥 健次
愛媛県松山市越智1丁目4番10-3号
相続財産清算人 司法書士 宇都宮孝輔
催告期間満了日 令和8年5月7日
松山家庭裁判所西条支部

相続権主張の催告
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
令和7年(家)第351号
三重県四日市市諏訪栄町2番4号ファーストビル2階 稲七総合法律事務所
申立人 木下 琢太
本籍三重県四日市市浜田4287番地、最後の住所三重県四日市市西末広町5番16号、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和4年7月17日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和2年2月6日、職業無職
被相続人 亡 都築 照子
催告期間満了日 令和8年4月30日
津家庭裁判所四日市支部

公示催告
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
令和7年(家)第2号
高知市南久保2番22-305号
申立人 吉永 卓史
権利の届出の終期 令和8年1月6日
令和7年10月2日 安芸簡易裁判所
(別紙) 目録
1(1)土地 安芸郡芸西村和食字中入野甲2940番5
田 181平方メートル
(2)土地 安芸郡芸西村和食字中入野甲2941番2
田 441平方メートル
2登記年月日番号 高知地方法務局安芸支局明治36年2月23日受付第404号
3登記した権利の内容
登記の目的 永小作権設定
原因 明治35年12月25日設定
小作料 1(1)の土地につき年米2升5合3勺
1(2)の土地につき年米4升2合
支払期 每年12月30日
存続期間 50年
特約 諸税公課は小作人の支弁となし天変に依り無作なる時といえども検見をなさず右事項に相違する時は土地引上と共に永小作権消滅の約

永小作権者 安芸郡馬ノ上村
宗円代之助
1(1)の土地につき
畠1畝9歩5合に設定
1(2)の土地につき
共同目的物件 安芸郡芸西村和食甲2941番4
の土地
畠2畝7歩に設定

失踪に関する届出の催告
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。
令和7年(家)第27号
宮城県柴田郡柴田町船岡東3丁目4-8
申立人 青木まり子
本籍宮城県柴田郡柴田町船岡東2丁目319番地、最後の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字八入72番地152
不在者 鈴木 節子
昭和18年2月11日生
届出期間満了日 令和8年2月2日
仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第6979号
東京都武蔵野市桜堤1丁目6番16-101サンパレス桜堤
申立人 堀 ツギ子
本籍東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目55番地13、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目55番7号
不在者 堀 ス工
明治42年6月22日生
届出期間満了日 令和8年1月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第192号
東京都目黒区下目黒6丁目1番26号ドミニ黒401
申立人 田中美穂子
本籍静岡県浜松市中央区板屋町307番地、最後の住所静岡県静岡市曲金3丁目3番29号
不在者 中山 宏之
昭和10年5月2日生
届出期間満了日 令和8年2月2日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第170号
岡山県倉敷市児島田の口2092番地
申立人 石井惠美子
本籍岡山県倉敷市四十瀬448番地、最後の住所岡山県倉敷市四十瀬448番地
不在者 奥田 真津
安政3年3月15日生
届出期間満了日 令和8年2月9日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第738号
山口県岩国市平田4丁目28番2号
申立人 池田久美恵
本籍島根県益田市匹見町紙祖口804番5地、最後の住所広島県広島市中区江波東1丁目4番14号
不在者 上田 好男
昭和10年7月25日生
届出期間満了日 令和8年2月2日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第372号
北九州市小倉北区浅野2-9-8-404さきがけ法律事務所
申立人 服部 貴明
本籍福岡県遠賀郡芦屋町高浜町1608番地1、最後の住所福岡県遠賀郡芦屋町高浜町13番17号
不在者 倉垣 桂子
昭和33年2月3日生
届出期間満了日 令和8年2月6日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第485号
福岡県中間市太賀4丁目3番7号
申立人 末松 光伸
本籍福岡県中間市太賀4丁目4796番地211、最後の住所福岡県中間市太賀4丁目3番7号
不在者 末松 伸也
昭和52年3月16日生
届出期間満了日 令和8年2月6日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第160号
東京都港区芝浦4丁目6番17-303号
申立人 倉内富美代
本籍長崎県長崎市界1丁目237番地1、最後の住所長崎県長崎市鶴の尾町7番13号
不在者 酒村 直彦
昭和35年6月9日生
届出期間満了日 令和8年1月31日
長崎家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第274号

本籍宮崎県宮崎市大字瓜生野1562番地、最後の住所北海道空知郡上富良野町字上富良野東1線北24号

不在者 日高 照光
昭和17年1月20日生

令和7年9月23日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所富良野出張所裁判所書記官
令和6年(家)第1705号

本籍北海道川上郡弟子屈町字銘別41線31番地、最後の住所北海道川上郡弟子屈町字銘別原野42線26番地の16

不在者 田中勝三郎
明治20年10月24日生

令和7年10月2日失踪宣告審判確定

釧路家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第179号

本籍岩手県盛岡市下太田沢田79番地、最後の住所岩手県盛岡市下太田沢田76番地

不在者 井上 和人
昭和47年12月23日生

令和7年9月30日失踪宣告審判確定

盛岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5667号

本籍東京市葛飾区下千葉町108番地、最後の住所東京市深川區新大橋2丁目十九番地二
不在者 鎌田 一郎
大正11年1月8日生

令和7年10月1日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1425号

本籍樺太大泊郡千歳村大字貝塚字北貝塚鉄道
官舎壹号、最後の住所樺太以下不詳

不在者 松浦 貴子
大正13年4月24日生

令和7年10月2日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3360号

本籍埼玉県鴻巣市本町2丁目2310番地、最後の住所横浜市中区末広町2丁目3番地9ビジ
ネスイン閑内

不在者 新井 伸也
昭和30年1月7日生

令和7年9月30日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第79号

本籍群馬県高崎市棟高町2292番地、最後の住所川崎市桜木町3丁目1530(現在の住居表示
川崎市川崎区池上町6番1号)

不在者 志村 清
昭和5年11月19日生

令和7年9月9日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第625号

本籍兵庫県高砂市高砂町獺師町849番地、最後の住所兵庫県加古川市尾上町長田316番地
和光社宅8号

不在者 坂田 恒子
昭和27年6月2日生

令和7年10月2日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第128号

本籍山口県下関市豊田町大字殿敷2002番地、
最後の住所山口県豊浦郡豊田町大字矢田434
番地

不在者 林 孝二
昭和23年3月7日生

令和7年9月30日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所下関支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第3005号

本籍大阪市港区池島3丁目11番、住所大阪市
旭区高殿2-9-13 501号室

申立人(失踪者) 吉光 恵子
昭和26年10月27日生

令和7年9月30日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有
価証券について公示催告をしたところ、定められ
た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す
る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣
言する。

令和7年(家)第1号

愛知県名古屋市中区大須4丁目11番39号

申立人 株式会社川本製作所

代表者代表取締役 高津 哲

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月26日

令和7年9月30日 庄原簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 CA145402

金額 1,431,654円

支払期日 令和7年7月27日

支払地 広島県庄原市

支払場所 広島みどり信用金庫本店営業部

振出日 令和7年3月25日

振出地 広島県庄原市西本町二丁目12番10号

振出人 長岡商事株式会社 代表取締役 長岡
廣樹

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号

茨城県神栖市大野原中央3丁目6番9号

申立人 株式会社大樹建設

代表者代表取締役 飯野 雅之

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年10月2日 熊谷簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 UA61307

金額 8,800,000円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 埼玉県熊谷市

支払場所 株式会社埼玉りそな銀行熊谷支店

振出日 令和7年4月30日

振出地 埼玉県深谷市

振出人 アサヒ機装株式会社 代表取締役 前
川 佳仁

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続における保全管理命令

令和7年(家)第6653号

東京都江東区豊洲6丁目3番5号

債務者 中央青果物商業協同組合

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があ
るまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人
による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 本多 一成

令和7年10月2日

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第885号

広島県廿日市市阿品台1丁目19番11号

債務者 有限会社マキタ・エンタープライズ
代表者取締役 横田幸一郎

1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 好永 裕一
4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月26日午前11
時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第394号

宮崎市大字恒久874番地4

債務者 株式会社プロスパー・ウェイ
代表者代表取締役 實原 秀夫

1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒木 昭秀
4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10
時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第368号

鹿児島市西伊敷1丁目3番1号

債務者 輝穂合同会社

代表者代表社員 脇田 勝

1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福永 壽章
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月17日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第615号

栃木県宇都宮市西川田本町2丁目6番18号

債務者 株式会社NOST

代表者代表取締役 上澤 駿太

- 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 翁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後2時40分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第4692号

大阪府守口市佐太東町1丁目34番17号

債務者 有限会社アーチザン

代表者代表取締役 谷國 勝吉

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 雅彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第11号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関227番地

債務者 有限会社瀧谷組

代表者代表取締役 瀧谷 高

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 健二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時

和歌山地方裁判所新宮支部

令和7年(フ)第233号

福島県郡山市安積町笛川字閑谷田76番地

債務者 株式会社ビーエムビー

代表者代表取締役 渡邊 善勝

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 健祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第235号

福島県福島市荒井字横塚3番地の245

債務者 有限会社今助今井商事

代表者取締役 渡邊 善勝

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 健祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時45分

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第132号

岐阜県大垣市浅草2丁目12番地の1

債務者 有限会社やまぐち美容商事

代表者取締役 山口 道男

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅井 直美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時30分

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第377号

(最後の住所) 兵庫県尼崎市武庫元町1丁目30番8-115号

債務者 被相続人亡寺前啓一相続財産

相続財産清算人 平田 耕司

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川西 純理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1647号

さいたま市中央区上峰3丁目11番17号メゾン・グランシユ103

債務者 有限会社ヤマシタエンジニアリング

代表者取締役 山下 昭善

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 峻
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時40分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1042号

京都市南区吉祥院中河原里西町35番地高匠ビル302

債務者 有限会社タイムリー

代表者取締役 菅野澄諭起

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福山 勝紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第2126号

愛知県春日井市瑞穂通8丁目2番地1

債務者 株式会社TENRIN

代表者代表取締役 國分光一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 陽児
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後3時

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第3893号

大阪市西成区萩之茶屋3丁目9番11号

債務者 田川 市郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川みち子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4775号

島根県飯石郡飯南町真木711番地2

債務者 トータル・サポート・プランナー株式会社

代表者代表取締役 濱谷治喜代

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩見 恭平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第179号

愛知県江南市野白町野白142-3

債務者 AQ合同会社

代表者代表社員 嶋田 邦洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 敏喜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第186号

愛知県犬山市大字塔野地字西中ノ切80番地

債務者 嶋田 邦洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 敏喜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第159号

青森県三戸郡階上町大字角柄折字東平6番地312

債務者 水無 正之

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 龍介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第278号

奈良県天理市富堂町163番地6

債務者 楠本 洋士

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高谷 政史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時55分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第78号

長野県諏訪郡下諏訪町4506番地1 プランドールC101

債務者 三浦 修二

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢島 久資
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(フ)第29号

千葉県木更津市高柳2-1-13 アーバン高柳104、住民票上の住所千葉県鴨川市天津1091番地1

債務者 長谷川和彦

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保 隼哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年(フ)第128号

山口県美祢市大嶺町東分来福台6丁目1番地1

債務者 林 慎

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 善朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第311号

岡山県倉敷市二日市143番地1

債務者 安藤 誠二

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新庄 将彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1447号

千葉市中央区港町2番8号 ラインビル港町302号

債務者 高橋 琢磨

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 泰斗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで

令和7年(フ)第29号

千葉市木更津市高柳2-1-13 アーバン高柳104、住民票上の住所千葉県鴨川市天津1091番地1

債務者 長谷川和彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後2時20分
- 2 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1560号

千葉市花見川区千種町124番地1 ピオプレイス206号

債務者 永田 卓哉

- 1 決定年月日時 令和7年10月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 史泰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1459号

千葉県船橋市丸山1丁目33番4-3号

債務者 酒庭紗緒利(旧姓筒井)

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第460号

兵庫県西宮市高須町1丁目1番11-1061号

債務者 金尾 勝

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保 直子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
千葉地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第12号

福井県今立郡池田町21-41-1 丸磯建設宿舎内、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川闊227番地

債務者 瀧谷 高

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 健二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1505号

千葉県習志野市本大久保4丁目12番3-301号

債務者 森山 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 秀樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1520号

千葉県市原市郡本2丁目126番地

債務者 大関 功

- 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網代 真治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1516号

千葉市稻毛区千草台2丁目2番23棟204号

債務者 白井 幸夫

令和7年(フ)第1525号	千葉県船橋市宮本6丁目23番12-101号 債務者 田中 裕 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 貴行 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1574号	千葉県市原市光風台2丁目469番地2 債務者 印東 潔 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第399号	神奈川県厚木市みはる野1丁目48番9号 債務者 長島 凌大 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 真子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第452号	神奈川県平塚市達上ヶ丘5番15号 湘南工アーハイムⅡ402号 債務者 伊藤 晴孝 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第468号	神奈川県小田原市前川168番地の9 プラザホーム102号室 債務者 澤田 奈保 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳 4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第94号	岐阜県中津川市駒場80番地の3 債務者 谷口 恵路 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 典高 4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第22号	石川県七尾市花園町力部13番地 債務者 小堀 一彦 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春田 仁志 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 金沢地方裁判所七尾支部
令和7年(フ)第21号	千葉県香取郡東庄町新宿1313番地5 債務者 上代 直音 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹中 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第126号	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷27番地3 エクリュショコラ C棟 債務者 白和 広樹 1 決定年月日時 令和7年10月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 英樹 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第1872号	名古屋市名東区照が丘231番地の2 グランドコア照ヶ丘205号 債務者 澤田 重夫 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乾 亮平 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1475号 千葉県習志野市香澄1丁目2番5-401号 債務者 早川 泰彦 1 決定年月日時 令和7年10月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳野 靖規 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第962号 千葉県市川市平田3丁目15番5-304号 (ロイヤルパレス平田) 債務者 浦畠 将 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 純章 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第250号 福井県三方郡美浜町久々子第21号5番地の1、旧住所福井県三方郡美浜町久々子第47号38番地 債務者 橋本 富夫 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木 宏 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時5分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 福井地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第443号 新潟市秋葉区程島2040-8、住民票上の住所 新潟市秋葉区新津本町2丁目7番5号 新津ロイヤルコーポ201号 債務者 梶 敏昭 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大花 真人	4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第329号 静岡県沼津市原375番地の1 ステーションサイド原102 債務者 鶴田 博行 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 伸也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第40号 岩手県久慈市栄町第31地割112番地3 債務者 赤坂 恵 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年(フ)第41号 岩手県久慈市旭町第7地割97番地8 ヴィラササキ A号 債務者 沢里 美穂 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年(フ)第46号 岩手県久慈市小久慈町第15地割37番地3 債務者 水上 貴史	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年(フ)第47号 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第3地割59番地2 債務者 及川 美雪 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年(フ)第1310号 札幌市手稲区前田1条1丁目4番3-101号 債務者 米澤 みき (旧姓小山内) 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石松 廉康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第219号 群馬県藤岡市岡之郷1261番地1 ハイツラムージュE202 債務者 坂井 克史 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 哲平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年(フ)第316号 群馬県前橋市荒牧町50番地6 504号 債務者 一場 令江 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係 令和7年(フ)第111号 鹿児島県姶良市東餅田1215番地1 市営姶良塩入団地B棟206号 債務者 松木 悅子 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
---	--	--

令和7年(フ)第457号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 献 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第64号	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 篤子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 新潟地方裁判所高田支部
令和7年(フ)第68号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ)第73号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ)第342号	鹿児島市谷山中央6丁目2番30号 グランモア米森202号 債務者 有村かおり

1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 和寛 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第163号 山形市西田2丁目5-20 ティンカーベルA棟 202号、住民票上の住所山形市大字青野903番地9 債務者 堀川 雅貴
令和7年(フ)第3759号	1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1595号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須知 趟 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第287号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清原 直己 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3810号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 政幸 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4633号	1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河端 直 4 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1629号	1 決定年月日時 令和7年10月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智之 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第1525号	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 恵 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 名古屋地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第856号	1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 雅美 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 大阪市中央区上本町西1丁目4番3-337号 債務者 高橋 雅美
令和7年(フ)第51号	1 決定年月日時 令和7年10月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字清水334番地(サンフラワーマンション204号) 債務者 松下いその
令和7年(フ)第46号	1 決定年月日時 令和7年10月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 岩手県宮古市松山第8地割79番地38 債務者 小林 美紀

令和7年(フ)第312号	静岡県浜松市中央区曳馬5丁目7番63号 D UR HOUSE C-2 債務者 稲葉 孝英 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第319号	静岡県浜松市中央区和合町237番地の10 コーポサカゲチ102、前住所静岡県浜松市中央区小豆餅2丁目7番18号 坂口ビル3-1 債務者 坂口 利幸 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第370号	静岡県浜松市天竜区二俣町南鹿島2番地の9 三共天竜寮A-3、前住所静岡県浜松市浜名区善地392番地の1 債務者 ガンジス デ ブリット ラファエル (GANDIS DE BRITO RAF AEL) 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第1975号	名古屋市中川区南脇町3丁目45番地の1 債務者 山本 真輔 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2000号	愛知県名古屋市中川区尾頭橋2丁目7番10号 尾頭橋ハイツ401号、従前の住所愛知県名古屋市東区白壁2丁目20番18号 債務者 月山 祐輝 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2095号	愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木4丁目135番地 債務者 角谷あゆみ 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2144号	名古屋市中村区荒輪井町2丁目18番地 市営荒輪井荘3棟603号 債務者 村上 吉正 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2244号	名古屋市中川区戸田明正2丁目2312番地 債務者 山本 由香 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2276号	愛知県清須市清洲975番地3 債務者 大脇 要 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2124号	名古屋市守山区森孝3丁目605番地 森孝まほろば 債務者 斎藤 博子 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2143号	名古屋市中村区荒輪井町2丁目18番地 市営荒輪井荘3棟603号 債務者 村上 文子 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2317号	名古屋市北区中味鋺2丁目320番地 グリーンピレッジB101号 債務者 鶴津 昭子 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1655号	長崎県佐世保市鹿子前町956番地39 パークサイド鹿子前204号、前住所長崎県佐世保市棚町531番地 シャーメゾン相浦201号 債務者 松岡 美和 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第1657号	埼玉県上尾市小泉5丁目12番地7 債務者 星野 隆子 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1657号	埼玉県和光市白子2丁目9番26-205号 桂ハイツ 債務者 梅田 郁美 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1672号	埼玉県川口市戸塚2丁目7番16-401号 口イヤルヒルズ 債務者 下谷志津子 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1706号

埼玉県上尾市大字上尾村1269番地1 ビレッジハウス上尾向原4-501、旧住所さいたま市大宮区三橋3丁目174番地1 パールハイツ202

債務者 齋野 史章

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1722号

埼玉県川口市領家1丁目21番13号 レオパレス松尾206号

債務者 山崎 良一

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1728号

さいたま市北区奈良町29番地7 コンフォート101

債務者 岩谷 光一

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第658号

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1377番地72 タウンコート103号

債務者 福田 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第664号

埼玉県坂戸市東坂戸2丁目20番205号
債務者 櫻井 聰洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第712号

埼玉県川越市大字鯨井1541番地4 (フォレットハイツA-206号室)

債務者 伊藤 憲生

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第777号

埼玉県川越市南大塚4丁目13番地7 (アーバンヒルズ506号室)

債務者 遠藤 政昌

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第244号

千葉県佐倉市西志津3丁目3番28号 イリーゼ西志津102

債務者 田中みち子

- 1 決定年月日時 令和7年10月2日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第145号

新潟県柏崎市大字両田尻210番地30

債務者 高橋 織枝

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第158号

新潟県柏崎市大字横山1051番地

債務者 森山真理子

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第241号

愛知県豊橋市高師町字北原1番地92 市営西口住宅1号棟501号

債務者 田中 烈

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止の取消決定確定

令和6年(ソラ)第3004号 (原審名古屋地方裁判所令和6年(フ)第2069号)

名古屋市東区矢田4丁目32番12号 エスト202号

債務者 井上 哲也

- 1 主文 当裁判所が令和6年(フ)第2069号について令和6年10月8日にした破産手続開始決定及び破産手続廃止決定を取り消す。

2 決定確定日 令和7年1月17日
名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続廃止の取消決定

令和7年(フ)第345号

千葉市緑区鎌取町2876番地11 かまとり荘

債務者(破産者) 宮崎 智央

主文 当裁判所が令和7年3月25日になした破産手続廃止決定を取り消す。

令和7年10月1日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

破産手続終結

令和6年(フ)第5866号

東京都八王子市みつい台2丁目12番8号
破産者 東京都中小企業振興事業協同組合

- 1 決定年月日 令和7年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第15号

岩手県奥州市水沢佐倉河字玉ノ木13番地
破産者 大友住建有限会社

- 1 決定年月日 令和7年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

盛岡地方裁判所水沢支部

令和5年(フ)第146号

(最後の住所) 福島県伊達郡桑折町字芝堤12番地

破産者 亡丹野さよ子相続財産

- 1 決定年月日 令和7年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所

令和6年(フ)第492号

埼玉県戸田市喜沢1丁目17番地の17 レジデンス喜沢103号室

破産者 坂本 貴博

- 1 決定年月日 令和7年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第596号 東京都昭島市中神町1371番地125 破産者 斎藤 利徳 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和5年（フ）第7750号 東京都町田市鶴川4丁目12-2 破産者 豊住 陽一 1 決定年月日 令和7年10月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年10月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年（フ）第2499号 名古屋市北区駒止町2丁目69番地3 破産者 E C O B A S E 合同会社 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（フ）第1095号 東京都葛飾区東金町6-17-18、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区綾瀬2丁目27番12号 破産者 株式会社壱々炉 1 決定年月日 令和7年10月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年10月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年（フ）第1116号 京都市西京区大枝北杏掛町4丁目34番地24 破産者 株式会社ケイアイ紙工 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年（フ）第950号 京都市下京区朱雀宝蔵町44番地 協栄ビル2階 京都朱雀スタジオ 破産者 株式会社ワイドビズ 1 決定年月日 令和7年10月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（フ）第12号 京都市南区吉祥院西定成町27番地、商業登記簿上の本店所在地京都市南区吉祥院定成町18番地 破産者 株式会社奥田商店 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年（フ）第951号 京都市下京区朱雀宝蔵町44番地 協栄ビル2階 京都朱雀スタジオ 破産者 ネクストムーヴ株式会社 1 決定年月日 令和7年10月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年（フ）第373号 和歌山市園部844番2 破産者 株式会社オプトレックスジャパン 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所第5民事部破産係	破産手続終結及び免責許可決定 令和6年（フ）第2819号 大阪府堺市堺区三宝町6丁298番地24 コンフォート三宝205、住民票上の住所愛知県知多市岡田字下中田5番地の1 レインボーワーク知多長浦802 破産者 川西 繁揮	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年（フ）第104号 愛知県海部郡蟹江町源氏3丁目54 リバーシティ安井103号、開始決定時の住所和歌山市岩橋1397番地4 破産者 武田 泰宏	令和6年（フ）第176号 和歌山県橋本市南馬場118番地、前住所奈良市山陵町850番地の6 破産者 原田 雪路 1 決定年月日 令和7年10月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係		

令和6年(フ)第681号

岡山県総社市三輪1362-4、開始決定時の住所岡山市東区益野町888番地9 湯浅コーポ101号室

破産者 渡邊 亮介

1 決定年月日 令和7年10月8日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第32号

茨城県稲敷郡阿見町うずら野1丁目37番地17
破産者 芳賀 広

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第3号

富山県氷見市柳田52番地3

破産者 佐野 恵子

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第13号

富山県砺波市柳瀬3番地、前住所富山県砺波市千代799番地23

破産者 山口 陽國

法定代理人保佐人 菅 健太郎

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和4年(フ)第444号

静岡県浜松市中央区片柳町3342番地の2
破産者 萩田 妙子

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第572号

京都市中京区西ノ京内畠町26番地18 Ke n & La la 301、前住所名古屋市中川区露橋1丁目7番2号

破産者 林 翔太

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第252号

徳島県徳島市庄町5丁目81番地の195 ロイヤル2 203号室、旧住所徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口90番地1

破産者 川越 義光

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第71号

香川県高松市木太町3699番地1 サンヴェール木太南棟505、前住所香川県綾歌郡宇多津町2628番地892 (サンハイツ宇多津806)

破産者 村岡 東亜

1 決定年月日 令和7年10月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第12号

岩手県奥州市胆沢小山字二枚橋83番地12
破産者 吉富 武勇

1 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで

2 一般調査期日 令和7年11月26日午前11時
令和7年10月8日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第2743号

大阪市此花区高見1丁目3番32-610号
破産者 株式会社島田機工

1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで

2 一般調査期日 令和7年12月22日午後2時30分
令和7年10月8日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第376号

神戸市灘区友田町4丁目2番16号 セントラルハイツ灘5-C号
破産者 岡島 寛

1 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで

2 一般調査期日 令和7年12月23日午前10時40分
令和7年10月8日

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2933号

大阪府寝屋川市高柳1丁目1番10号(105号)
破産者 十川 吉正

1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで

2 一般調査期日 令和7年12月15日午後2時40分
令和7年10月8日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第181号

福島市瀬上町字桜町3丁目9番地の2(開始決定時の住所) 福島市飯野町字小平10番地の1
破産者 川島 博

1 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで

2 一般調査期日 令和8年1月14日午後2時
令和7年10月8日 福島地方裁判所

令和7年(フ)第430号

埼玉県所沢市小手指町4丁目9番地の3 工

ルシャトル307
破産者 新藤モネットこと シンドウ モネット
ケマダ

1 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで
2 一般調査期日 令和8年1月28日午後1時30分
令和7年10月8日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第199号

香川県高松市元山町564番地1 クラール元山D203号
破産者 山端美香子

1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで

2 一般調査期日 令和8年2月4日午後3時
令和7年10月9日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第77号

香川県坂出市林田町2151番地9
破産者 古川 雅信

1 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで
2 一般調査期日 令和8年1月19日午前11時30分
令和7年10月9日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第16号

大分県佐伯市新女島2丁目7471番地10(開始決定記載の住所表示) 大分県佐伯市新女島7471番地10、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字西野浦1720番地5
破産者 浪井 健吾

1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
2 一般調査期日 令和8年1月15日午前11時
令和7年10月9日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第105号

宮崎県日向市大王町1丁目69番地2、前住所宮崎県日向市大字富高6435番地58
破産者 本田 晋一

異議申述期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月8日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第33号

宮崎県延岡市中川原町3丁目5017番地2
破産者 有限会社プランシエ

異議申述期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月8日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第34号
宮崎県延岡市中川原町3丁目5017番地2
破産者 佐々木優子
異議申述期間 令和7年11月19日まで
令和7年10月8日 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第158号
千葉県佐倉市上志津944番地1 トップビルレッジB-1、前住所千葉県佐倉市井野1046番地139
破産者 伊與 敬紀
異議申述期間 令和7年11月28日まで
令和7年10月3日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第222号
千葉県富里市七栄394番地12
破産者 濱口 和子
異議申述期間 令和7年12月2日まで
令和7年10月7日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第323号
大阪府岸和田市下野町3丁目8番8号
破産者 札野 覚
異議申述期間 令和7年12月2日まで
令和7年10月7日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第5912号
大阪市淀川区十八条3丁目3番22号
破産者 三好 克
異議申述期間 令和7年12月3日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5913号
大阪市淀川区十八条3丁目3番22号
破産者 三好 美鈴(旧姓江東)
異議申述期間 令和7年12月3日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2861号
大阪市住之江区南加賀屋1丁目1番167号
破産者 林 さおり
異議申述期間 令和7年12月3日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3073号
大阪市阿倍野区三明町1丁目7番11-103号
破産者 世良恵美子
異議申述期間 令和7年12月3日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間
令和7年(フ)第2811号
大阪府豊中市東寺内町14-25エルベコート緑地公園206号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋4丁目7番11号グリフォンBLD502号室
破産者 武岡星一こと KANG SUNG I L姜 星一
免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3893号
大阪市西成区萩之茶屋3丁目9番11号
破産者 田川 市郎
免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
令和7年10月8日
大阪地方裁判所第6民事部
免責許可決定
令和7年(フ)第39号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町5番地21
破産者 竹山サト子
1 決定年月日 令和7年10月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第1号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地1
清算株式会社 株式会社神原
代表清算人 神原 令子
1 決定年月日 令和7年10月3日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年(ヒ)第6号
熊本市東区佐土原3丁目11番95号
清算株式会社 ビッグロード株式会社
代表清算人 草野久美子
1 決定年月日 令和7年10月2日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第1部
令和7年(ヒ)第1号
熊本県天草市亀場町亀川132番地1
清算株式会社 天草現環ファーム株式会社
代表清算人 村上 純也

1 決定年月日 令和7年10月3日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所天草支部
特別清算終結
令和7年(ヒ)第1002号
千葉市中央区神明町22番1号
清算株式会社 アートタチバナ株式会社
1 決定年月日 令和7年10月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第4部
令和6年(ヒ)第2077号
東京都港区赤坂4丁目5番17号
清算株式会社 株式会社ブレインズワーク・アソシエイツ
1 決定年月日 令和7年10月3日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部
特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第2044号
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
清算株式会社 CH株式会社
代表清算人 箭内 智
1 決定年月日 令和7年9月24日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
第1 通則
1 協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、CH株式会社(以下「清算株式会社」という)の特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という)とする。
2 利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3 弁済の方法
(1) 弁済の場所
協定債権の弁済は、清算人代理事務所(東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキヨウサウスタワー13階)において行う。ただし、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者が金融機関の口

座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

(2) 端数処理
弁済金額の計算にあたっては、弁済額の計算についての算出結果の額につき、1円未満の端数を切り捨て処理するものとする。

第2
1 協定債権の弁済及び免除
協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から1ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が終了するまでに発生したまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

2 債権の免除
各協定債権者は、第2、1の弁済を受けたとき、または第2、1の弁済原資が存しない場合において弁済を行わない旨の通知を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 追加弁済
第2、1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対して、別紙協定債権者一覧表記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第2、2による免除の効力は新たにされた弁済の限度で失われるものとする。

(別紙省略)

以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第24号

愛知県蒲郡市形原町東双太山13番地2
再生債務者 高橋 裕弥

- 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月10日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第79号

埼玉県川越市三久保町19番地13 (N・S II 205号室)

- 再生債務者 矢口 美幸
- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月17日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第84号

埼玉県所沢市大字山口2763番地の1 K・S キャッスル102

- 再生債務者 斎藤なぎさ
- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月17日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第57号

千葉県印旛郡栄町竜角寺台4丁目23番2号 (ジュネスハウスV A201)

- 再生債務者 篠宮 亘輝
- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第19号

岐阜県中津川市茄子川1671番地50 アルトラマンション中垣外101 (住民票上の住所) 岐阜県恵那市上矢作町下159番地1
再生債務者 長谷川真子

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第20号

岐阜県恵那市上矢作町下159番地1
再生債務者 長谷川絹代

- 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第68号

栃木県宇都宮市西川田本町3丁目10番5号
再生債務者 吉原 宣久

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月20日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第174号

千葉県市原市五井西7丁目1番地2 プリムヴェールⅡ202
再生債務者 原山 竜樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第29号

千葉県君津市糠田796番地1
再生債務者 小泉 真矢

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第21号

千葉県大網白里市柳橋1048番地2
再生債務者 多川 浩人

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第44号

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原276番地の1 オルテンシア別館102号
再生債務者 稲川海紗記

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第228号

愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地 アメニティ大治四番館904号
再生債務者 氏木 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第240号

名古屋市西区則武新町3丁目6番12号 エヌテムコート名古屋ルノン602号
再生債務者 生田 隆人

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第61号

兵庫県尼崎市瓦宮2丁目34番5号
再生債務者 水間 秀高

- 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月19日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第20号

長崎県佐世保市白岳町570番地38
再生債務者 豊村 昌平

- 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第209号

北海道千歳市寿3丁目8番9号
再生債務者 桶屋 義信

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第229号

北海道恵庭市中島町6丁目14番地1 (ニューレセントリッヂ306号)
再生債務者 浦新あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第38号 三重県四日市市天ヶ須賀5丁目1番47号 再生債務者 釣田工業こと 中村 裕之 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月6日から令和7年11月13日まで 津地方裁判所四日市支部	令和7年(再イ)第2号 千葉県香取市佐原イ600番地 再生債務者 平山 拓臣 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月9日まで 千葉地方裁判所佐原支部	3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年(再イ)第34号 埼玉県行田市藤原町2-31-3 ルシエ106、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾金田2丁目7番24-2号 再生債務者 梶塚 勇気 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(再イ)第21号 鳥取県西伯郡大山町神原150番地 再生債務者 河原 孝文 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月20日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(再イ)第423号 東京都江戸川区一之江6-9-37-903 再生債務者 清水 亮介 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年12月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第86号 岡山市南区松浜町9番5号 再生債務者 山川 恒平 1 決定年月日時 令和7年10月8日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月25日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第560号 東京都杉並区高円寺南2-45-17 第一ヨービル 604 再生債務者 松原 悠也 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第37号 岡山県倉敷市広江7丁目3番11号 再生債務者 野原みさ子 1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月25日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年(再イ)第22号 大阪府岸和田市岡山町169番地の1 再生債務者 左官正こと 渕上 顯正 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで 大阪地方裁判所岸和田支部再生係	令和7年(再イ)第29号 沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武127番地 再生債務者 神山 武士 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月18日から令和7年11月25日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(再イ)第356号 東京都江東区塩浜2-8-16 再生債務者 大坪 政明 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第61号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-8-201 再生債務者 MK建築塗装こと 増本 恭司 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第67号 大阪府和泉市内田町1丁目11番31号 再生債務者 大西美代子 1 決定年月日時 令和7年10月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月25日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第26号 埼玉県行田市押上町15番地6 マロンK 1 201号 再生債務者 黄祥淵こと HWANG SANG YEONこと ファン サンヨン 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(再イ)第436号 東京都杉並区南荻窪2-5-11 第2SFビル ・ウダガワ 2E 再生債務者 中島 美穂 1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第72号 大阪府泉大津市松之浜町1丁目3番7-2号 再生債務者 谷口 裕子 1 決定年月日時 令和7年10月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第97号 神戸市兵庫区中道通6丁目4番9-402号 再生債務者 海原 秀平 1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係		

令和7年(再イ)第460号
東京都板橋区高島平7-47-11-103
再生債務者 武藤 裕文
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月19日から令和7年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第26号
富山市東黒牧132番地1 ルイーネ東黒牧208号
再生債務者 山本 宙伸
1 決定年月日時 令和7年10月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第90号
京都市北区鷹峯藤林町6番地の238
再生債務者 村本奈巳子
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月25日まで
京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第102号
広島市安佐南区八木9丁目9番50-11-501号
再生債務者 S e g n o (ネットストアKOB O) こと 川上 玄太
1 決定年月日時 令和7年10月8日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第24号
茨城県龍ケ崎市7388番地 エスボアールA棟202号室
再生債務者 小林 正則
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第25号
茨城県稻敷市町田698番地4
再生債務者 大谷 光一
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第14号
石川県加賀市高尾町山林メ1番地26
再生債務者 山道 賢晃
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月13日から令和7年11月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第42号
静岡県袋井市小川町4番地の20
再生債務者 山下ダニエル タケシこと ヤマシタ ダニエル タケシ (YAMASHITA DANIEL TAKESHI)
1 決定年月日時 令和7年10月9日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月17日から令和7年11月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第35号
香川県高松市高松町3013番地2 サンクトーム 305
再生債務者 谷口 裕司
1 決定年月日時 令和7年10月9日午前9時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月4日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(再イ)第51号
大分県臼杵市大字搔懐2の1480番地
再生債務者 三浦 一茂
1 決定年月日時 令和7年10月9日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月20日から令和7年12月11日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第7号
茨城県神栖市柳川3485番地 長尾アパート1-5
再生債務者 中里 拓也
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで
令和7年10月8日 水戸地方裁判所麻生支部
令和7年(再イ)第97号
東京都練馬区向山2-12-3-607
再生債務者 佐藤 浩善
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年10月7日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第109号
東京都豊島区池袋本町1-33-10-16
再生債務者 内田 真帆
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年10月7日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第247号
東京都江戸川区船堀7-10-9
再生債務者 佐藤 大輔
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年10月7日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第250号
東京都葛飾区龜有2-33-2-203
再生債務者 福本 貴浩
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月24日まで
令和7年10月7日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第94号
千葉県市川市曾谷6丁目30番18号 (セナリオフォルム市川曾谷2F)
再生債務者 關口 將
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで
令和7年10月8日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第242号
東京都葛飾区高砂3-31-1-201
再生債務者 飯田 智文
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで
令和7年10月8日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第41号 栃木県日光市鬼怒川温泉大原852番地1ス テラハイツA203 再生債務者 足立 優子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年10月7日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第53号 仙台市若林区南小泉3丁目21番26号 再生債務者 柴田 真美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 富山地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 さいたま地方裁判所川越支部民事部20係
令和7年（再イ）第20号 茨城県石岡市小幡1649番地1 再生債務者 鈴木 隆之 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第7号 群馬県桐生市菱町2丁目3533番地の7 再生債務者 長山 知子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年（再イ）第13号 富山県射水市稻積18番地 再生債務者 ディーアシストこと 柄戸 大知 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 富山地方裁判所高岡支部	令和7年（再イ）第6号 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞2丁目5番12-513 号 再生債務者 鶴見 淳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 さいたま地方裁判所川越支部民事部20係
令和7年（再イ）第42号 栃木県鹿沼市千手町2498番地21 再生債務者 細畑 晶 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第36号 千葉県印旛郡酒々井町本佐倉687番地 再生債務者 越川 義幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（再イ）第4号 岐阜県大垣市室村町2丁目5番地3 再生債務者 平島政記こと EDSON MASA HIRASHIMA 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 岐阜地方裁判所大垣支部	令和6年（再イ）第582号 大阪府寝屋川市国松町12番17-1号 再生債務者 甲斐九州男 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 さいたま地方裁判所川越支部民事部20係
令和7年（再イ）第47号 栃木県日光市相生町9番地8 再生債務者 加藤 栄子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第16号 千葉県山武市津辺50番地1 再生債務者 戸村 栄利 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年（再イ）第14号 岐阜県多治見市音羽町2丁目23番地 マーブ ル音羽館902 再生債務者 マル信製陶所こと 加藤 信之 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年（再イ）第6号 大阪地方裁判所第6民事部 大阪府寝屋川市国松町12番17-1号 再生債務者 甲斐九州男 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第24号 静岡県沼津市三枚橋町2番17号 カネチバレス101号 再生債務者 夏目 知也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第50号 東京都小平市小川西町4丁目18番1-301号 再生債務者 大場 満 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第4号 北海道牟礼郡羅臼町礼文町42番地11 栄屋マ ンション202号 再生債務者 阿部 雅俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 鍾路地方裁判所根室支部	令和7年（再イ）第322号 大阪府東大阪市大蓮南1丁目14番3号 ドエ ル弥刀 107号 再生債務者 岩田 隆史 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第2号 静岡県沼津市三枚橋町2番17号 カネチバレス101号 再生債務者 夏目 知也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（再イ）第23号 富山市中大久保465番地38 再生債務者 伊掛このみ	令和7年（再イ）第52号 埼玉県日高市大字原宿281番地18 再生債務者 葉月 敏晴	令和7年（再イ）第335号 大阪府守口市梶町1丁目20番1-402号 再生債務者 松田比呂志 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第8号 沖縄県うるま市字豊原313番地1 再生債務者 又吉 紗也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月2日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第67号 岡山市中区兼基334番地7 再生債務者 藤沢明日香 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第1号 高知県安芸郡北川村大字野友甲1439番地 再生債務者 平岡 修 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 高知地方裁判所安芸支部
令和7年（再イ）第3号 福島県南相馬市鹿島区鹿島字岩妻3番地の6 再生債務者 見山 太哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 福島地方裁判所相馬支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 4日まで 令和7年10月7日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月8日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第14号 青森県むつ市松森町9番12号 再生債務者 遠島 光弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第5号 鹿児島県奄美市笠利町里46-5、住民票上の 住所兵庫県三木市志染町西自由が丘1丁目 397番地 再生債務者 赤松 らら 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 23日まで 令和7年10月2日 鹿児島地方裁判所名瀬支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年10月7日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第43号 新潟市東区上木戸1丁目9番6号5 再生債務者 須藤 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年10月9日 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第11号 長崎県西海市西海町木場郷549番地4 ハイ ツKOBAB-201 再生債務者 湯川 明光 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月1日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 神戸地方裁判所尼崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第55号 広島市西区己斐本町1丁目4-17-703（住 民票上の住所） 栃木県那須塩原市西三島1 丁目155番地12 再生債務者 瀬端 裕希 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第1号 長崎県西海市西海町木場郷549番地4 ハイ ツKOBAB-201 再生債務者 湯川 明光 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月1日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月8日 神戸地方裁判所尼崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 5日まで 令和7年10月8日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第24号 香川県高松市成合町490番地31 再生債務者 今村 陽一 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 6日まで 令和7年10月9日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第13号 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272番地5 再生債務者 山口千香子	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 5日まで 令和7年10月8日 広島地方裁判所民事第4部		

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第21号

神奈川県秦野市羽根112番地の1 カサグラ
ンデA 101号

再生債務者 竹田 鉄也

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年10月8日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再ロ)第10017号

東京都中野区南台5-5-11-201

再生債務者 園邊 哲也

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月24日まで
令和7年10月7日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再ロ)第2号

千葉県八街市文違290番地86

再生債務者 尾付野大作

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月29日まで
令和7年10月8日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再ロ)第11号

大阪府豊中市刀根山4丁目6番28号

再生債務者 高原美佐緒

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月10日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年11月5日まで
令和7年10月8日

大阪地方裁判所第6民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第7号

令和7年(チ)第7号

北海道虻田郡俱知安町北4条西2丁目4番地1

申立人 AKハウジング合同会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都豊島区南長崎三丁目40番10号

所有者 田中 幸子

届出期間満了日 令和7年12月3日

令和7年10月3日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虻田郡ニセコ町字ニセコ

地番 383番1

地目 原野

地積 9599平方メートル

令和7年(チ)第19号

東京都渋谷区松濤2丁目15番1号コルテ松濤202

申立人 小野木隆雄

住所・居所 不明

所有者 不詳

届出期間満了日 令和7年12月4日

令和7年10月3日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

所在 横浜市中区滝之上

地番 159番

地目 宅地

地積 347.10平方メートル

令和7年(チ)第42号

大阪府枚方市星丘2丁目43番5号

申立人 株式会社サニーホーム

(亡久保昌彦の最後の住所) 大阪府枚方市三矢町3番11-410号

(不動産登記記録上の住所) 大阪府交野市私市6丁目45番5号

所有者 亡久保昌彦相続財産

届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月6日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 交野市私市6丁目

地番 573番1

地目 山林

地積 398平方メートル

令和7年(チ)第42号

大阪府交野市私市6丁目48番8号

申立人 南 正行

(亡久保昌彦の最後の住所) 大阪府枚方市三矢町3番11-410号

(不動産登記記録上の住所) 大阪府交野市私市6丁目45番5号

所有者 亡久保昌彦相続財産

届出期間満了日 令和7年12月8日

令和7年10月6日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 交野市私市6丁目

地番 572番

地目 山林

地積 277平方メートル

令和7年(チ)第12号

高知市丸ノ内1丁目2番20号

申立人 高知県知事 濱田 省司

住所・居所 不明

(亡瀧谷隆一の最後の住所) 高知県高岡郡日高村沖名2180番地

所有者 亡瀧谷隆一相続財産

届出期間満了日 令和7年12月3日

令和7年10月3日 高知地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 高知県高岡郡日高村沖名字木挽ヶ谷

地番 6552番

地目 原野

地積 286平方メートル

令和7年(チ)第12号

熊本県宇城市松橋町大野85番地

申立人 宇城市長 末松 直洋

(亡田中昭久の最後の住所) 熊本県宇城市松橋町松橋1866番地 4福永ハイツ202

所有者・共有者 亡田中昭久相続財産

届出期間満了日 令和7年12月3日

令和7年10月6日 熊本地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 宇城市松橋町曲野字右近田

地番 2483番1

地目 公衆用道路

地積 284平方メートル

2 所在 宇城市松橋町曲野字右近田

地番 2488番3

地目 公衆用道路

地積 114平方メートル

3 所在 宇城市松橋町曲野字右近田

地番 2489番3

地目 公衆用道路

地積 89平方メートル

4 所在 宇城市松橋町曲野字右近田

地番 2490番3

地目 公衆用道路

地積 68平方メートル

共有持分 3分の2

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十月一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月七日

掲載頁 七十七頁 (号外第二二四号)

令和七年十月二十日

北九州市八幡西区陣原二丁目二番三号

株式会社西原商事ホールディングス

代表取締役 西原 靖博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十七万五千円、資本準備金の額を三百二十二万六千三百三円減少し、それぞれ五千万円、四千三百五十九万八千六百九十七円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年九月十日

掲載頁 六十頁 (号外第二二〇四号)

令和七年十月二十日

東京都港区芝公園二丁目一一番一号

M I M S J a p a n 株式会社

代表取締役 高畑 正樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十日

東京都墨田区菊川二丁目二三番二号

関根興業株式会社

代表清算人 谷貝 光洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十日

静岡市葵区七間町三番地

株式会社吉見書店
代表取締役 吉見光太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十日

広島市西区横川町二丁目五番一二号

山陽物産株式会社
代表取締役 秋山 竜一

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を千株に分割することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十日

なお、効力発生日は令和七年十一月十日です。

令和七年十月二十日

大阪府大阪市住之江区南港中一丁目一番六七号

アチハ株式会社
代表取締役 阿知波孝明

限定承認公告

当社は、株式一株を千株に分割することにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十日

和泉二丁目一二番三号

被相続人 亡幡鎌 幸子

右被相続人は令和七年二月四日死亡し、その相続人は令和七年二月四日死亡し、その相

本籍地奈川県横浜市泉区下和泉二丁目六〇九番地一〇、最後の住所神奈川県横浜市泉区下

和泉二丁目一二番三号

令和七年十月二十日

東京都中央区銀座二丁目七番六号 新銀二ビル五階 鈴木三郎法律事務所

相続財産清算人 池田 清治

被相続人 亡幡鎌 幸子

右被相続人は令和七年二月四日死亡し、その相

本籍地奈川県横浜市泉区下和泉二丁目六〇九番地一〇、最後の住所神奈川県横浜市泉区下

和泉二丁目一二番三号

令和七年十月二十日

東京都港区元赤坂二丁目五番二七号 佐藤製薬株式会社

代理人弁護士 鈴木 三郎

被相続人 亡木下 弘

右被相続人は令和七年四月十日死亡し、その相

本籍地徳島県阿南市那賀川町中島二三三八番地

地、最後の住所本籍に同じ

令和七年十月二十日

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり

令和七年十一月三十日

株式会社トライディッシュン 代表取締役 上野 太市

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億四千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

令和七年十一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

債権申出の公告 (第一回)

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月三十日

ヒルズ仙石山森タワー四〇階 Yurui 特定目的会社 取締役 高橋 法彦

債権申出の公告 (第一回)

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月三十日

ヒルズ仙石山森タワー四〇階 Yurui 特定目的会社 取締役 高橋 法彦

債権申出の公告 (第一回)

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月三十日

ヒルズ仙石山森タワー四〇階 Yurui 特定目的会社 取締役 高橋 法彦